令和８年５月５日

法令適用事前確認手続照会書

環境省国立公園課長　殿

照会者 [redacted]

住所 [redacted]

下記について、照会をします。
なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

１．法令名及び条項
自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号

２．実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為
照会者は、総務省近畿総合通信局から無線局免許を受けたアマチュア無線局被許可者であるが、自然公園の山々に登山し、無線運用（無線機を使って交信すること）を行うことを考えている。その際自然公園の特別地域（特別保護地区を除く）において
(1) 三脚等を用いて、アンテナを地面に立てること。
(2) その他、置台を使用してアンテナを地面に立てること。
（その際、転倒防止のために何らかの物体や自動車の車輪を重しとして使うことがある。）
(3) ワイヤーアンテナ（一般的な被膜されたケーブルのようなもの）を樹木やその他の工作物の間に張り巡らせること。
を行うことを検討している。なお、これらは容易に移動可能であり、その場を離れる際には撤去することとし、地面等を掘削せず、また、地面に定着しないものであるとする。

３．当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解
自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号では、自然公園特別地域における工作物の設置を要許可行為としているが、この工作物とは地面に定着する人工物を指すものと解すべきである。照会者が設置しようとしているものは、いずれも地面に定着せず、工作物と解されないから、照会対象法令の対象とならないと考えている。

４．公表の遅延の希望
なし

５．連絡先（なお、本照会の公表にあたっては照会者の住所等が公表されないよう留意されたい。）
①郵便番号 [redacted]
②住所 [redacted]
③法人にあっては担当者名[redacted]
④電話番号・ 番号 FAX 電話[redacted]/FAX[redacted]
⑤電子メールアドレス [redacted]

以上